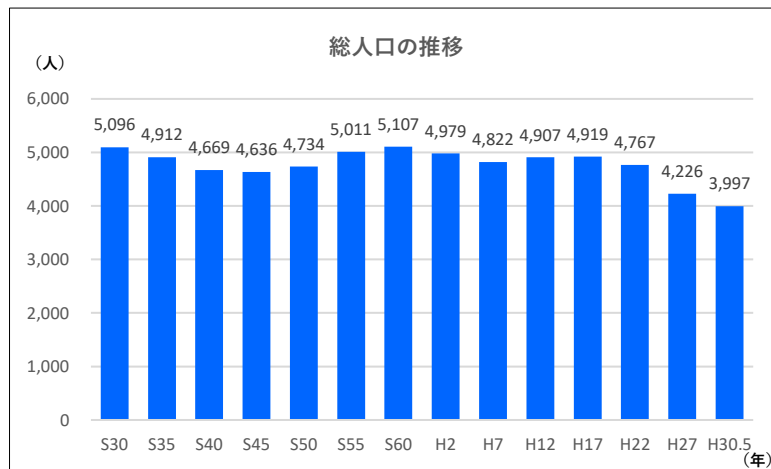


導入促進基本計画

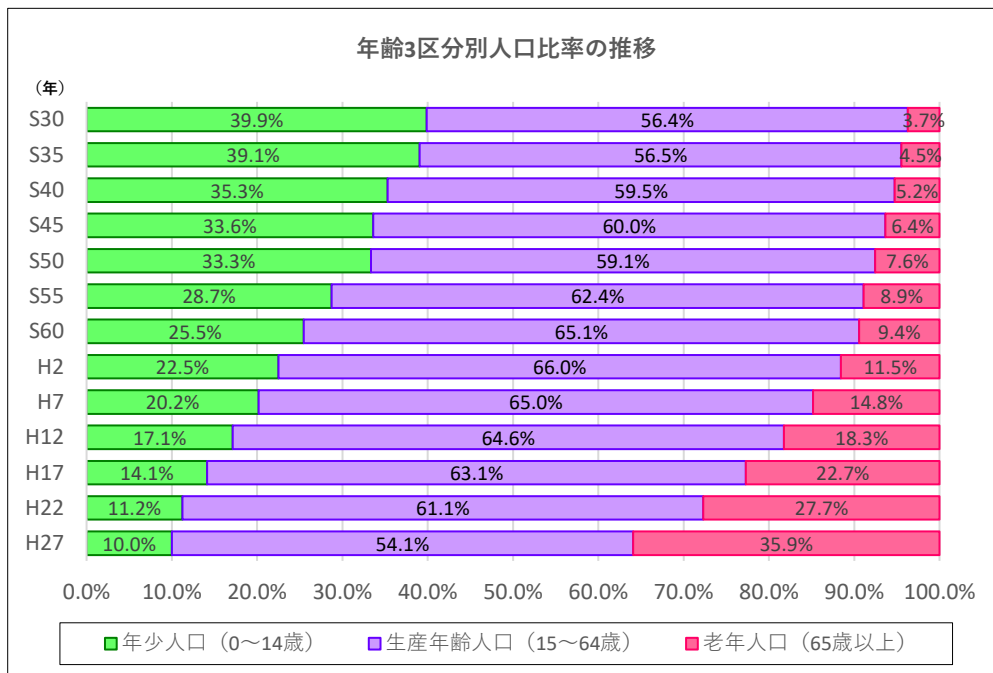
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

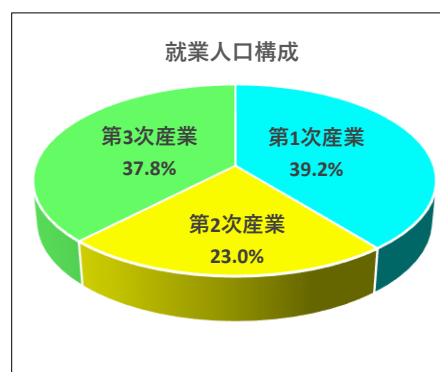
鹿部町の人口は、国勢調査の結果によると昭和 60 年の 5,107 人をピークに、その後、緩やかに減少を続け、平成 27 年には 4,226 人となっている。平成 30 年 5 月末現在の住民基本台帳では、3,997 人まで減少している。



年齢 3 区分別に見ても、生産年齢人口の減少は全国と同様の傾向で、昭和 60 年に 3,326 人であった生産年齢人口は、平成 27 年には 2,285 人となり、十数年後には、老年人口が生産年齢人口を上回る見込みである。



平成 27 年の就業人口構成を見ると、第 1 次産業は 790 人 (39.2%)、第 2 次産業は 463 人 (23.0%)、第 3 次産業は 761 人 (37.8%) となっており、構成比については、近年ほぼ横ばいで推移している。



基幹産業は漁業で、町内には大小 3 つの漁港があり、ホタテやスケトウダラをはじめ、コンブ、ナマコ、タコ、イカ、ウニなどが水揚げされる。また水産加工業も盛んで、タラコをはじめ多くの水産加工品を出荷し発展してきた。

また、平成 28 年 3 月、北海道新幹線の開業に合わせてオープンした「道の駅しかべ間歇泉公園」では、道内外からの観光客で賑わいを見せており、観光業、旅館業、飲食店が連携を図りながら、町の特産品の開発や販売促進、観光 P R 等に取り組んでいるところである。

本町ではこれまで、小規模企業をはじめとする多くの中小企業がそれぞれの事業活動を通じて地域経済を牽引し、地域社会の担い手としてまちづくりにも貢献してきた。

しかしながら、近年では、全国的な少子化や都市圏への人口流出に伴う人手不足、後継者不足が深刻な状況となっていることから、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足に対応した企業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

本町では、平成 28 年に「鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策を講じるうえで欠かせない「稼ぐ力」、「集める力」、「魅力」、「守る力」の 4 つの「力」を高めることを基本目標に掲げて、地域一体となって取り組んでいる。また、地域産業の活性化においては、次世代を担う人材が育ち、働く環境が向上するよう支援を図っている。

このことから、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組みを促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる地域は、町内の全ての中小企業者による幅広い取組みを促すため、町内における全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種については、中小企業者による幅広い取組みを促すため、全ての業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。